

目指せ！鳥獣被害ゼロ！

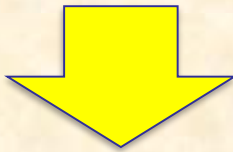
～地域ぐるみで被害対策に取り組む集落等を大募集！～

営農組織（集落）

鳥獣被害をなんとかしたい！！



- ・今まで出沒したことなかったのに…
- ・防護柵をしても被害にあうのはなぜ？
- ・何の鳥獣が被害を加えているの？
- ・有害鳥獣を捕まえたいけど…



- ・獣種の特定制と適切な被害対策指導
- ・被害対策体制の構築と継続に向けた研修会の実施
- ・対策に必要な費用もアドバイス

営農法人、営農集落の方が主役となって、「地域ぐるみ」での被害対策に取り組むことで、鳥獣被害に強い集落に変化します！

「地域ぐるみの被害対策」とはこんなことをします！



何より大事ななのは集落・地域みんなで取り組むという理解と協力です

くわしい応募方法については裏面又は以下のアドレスから！
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/choujyu_taisaku/

鳥獣被害対策「目指せ！被害ゼロ地域」募集要領

募集の目的

令和元年度の島根県の野生鳥獣による農林作物被害額は約7,800万円でここ数年横ばいの状態が続いています。また、今年度はイノシシなどの大量出没による被害の増加も予想されます。

今年度策定した「島根県農林水産基本計画」では「鳥獣被害対策の推進」を重要な取組みとして掲げ、**農業者の方が主体となった「地域ぐるみの被害対策」**の拡大を目指しています。

このため、令和3年度から「被害ゼロ」を目指し、鳥獣被害に強い集落をつくることに**意欲のある集落・組織を、直接支援**することとしました。



地域ぐるみで「鳥獣被害をゼロにしたい」との意欲のある方を募集します！

応募要件

自らが主体となって「被害ゼロ」を目指して鳥獣被害対策の実施に意欲があり、活動できる県内の集落、営農組織（集落組織、集落営農法人等）。

支援内容（おおむね100地域の支援を予定）

- (1) 被害状況の確認と加害鳥獣の特定
- (2) 被害対策への専門職員による研修会、技術的指導
- (3) 被害対策費用の財源などのアドバイス
- (4) ニホンジカ（中国山地）、ニホンザル、外来種、鳥類などの今後新たな被害が予想される対策を行う場合、モデル地域（100地域のうち10地域程度）として必要な資・機材の導入を県が行い、実証していただきます。



指定期間

原則2年。（うち対策実施1年）

応募方法

別紙「**応募用紙**」に**必要事項を記入**し、住所、所在地のある各農林振興センター・地域事務所の「鳥獣被害対策チーム」または「鳥獣担当窓口」あて送付ください。

申込締切：令和3年3月12日（金）

■お問い合わせ・申込先

市町村	担当所属（所在地）	鳥獣被害対策チーム等 電話番号
松江市、安来市	東部農林振興センター （松江市東津田町1741-1）	[林業振興課] 0852-32-5664
雲南市、奥出雲町 飯南町	東部農林振興センター雲南事務所 （雲南市木次町里方531-1）	[林業普及第二課] 0854-42-9556
出雲市	東部農林振興センター出雲事務所 （出雲市大津町1139）	[林業普及第二課] 0853-30-5579
浜田市、江津市	西部農林振興センター （浜田市片庭町254）	[林業振興課] 0855-29-5604
大田市、川本町 美郷町、邑南町	西部農林振興センター県央事務所 （邑智郡川本町川本279）	[林業普及第二課] 0855-72-9563
益田市、津和野町 吉賀町	西部農林振興センター益田事務所 （益田市昭和町13-1）	[林業普及第二課] 0856-31-9572
隠岐の島町、西ノ島町 海士町、知夫村	隠岐支庁農林局 （隠岐郡隠岐の島町港町塩口24）	[林業振興普及第二課] 08512-2-9647

留意事項

○令和3年度の予算成立を条件に予算の範囲内で指定を行うため、おおむね100地域を指定し、このうち10地域程度をモデル地域とします。なお、応募が多数の場合は、被害度合、被害対策への意欲、対策のモデル性を勘案して指定します。

○指定された場合、取組状況などについて、報告・発表をお願いする場合があります。